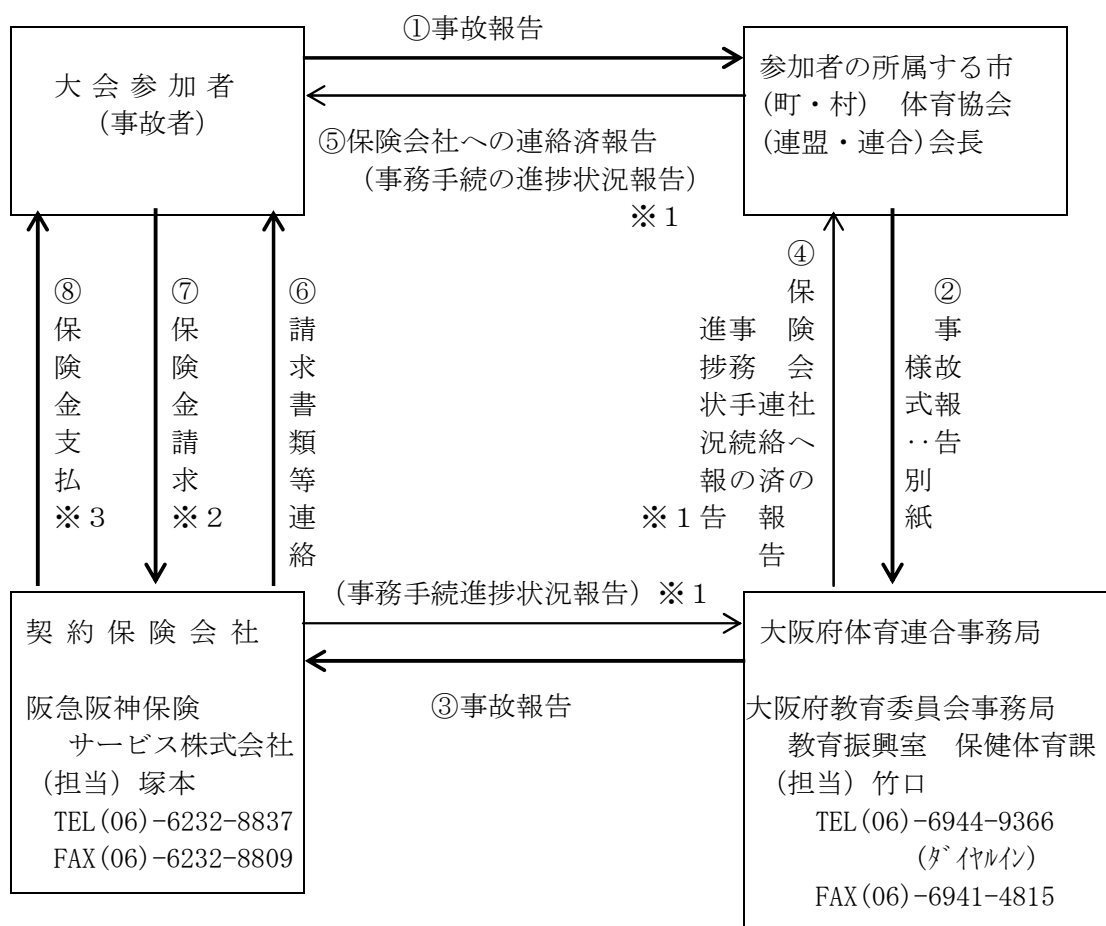


## 事故発生時の取扱要領

区 分	取 扱 方 法
報告書の提出時期	事故発生後、速やかに（30日以内）
報 告 者	大会参加者の属する市（町・村）体育協会（連盟・連合）会長
報 告 先	大阪府体育連合事務局（担当：竹口） 〒540-8571 大阪府中央区大手前2 大阪府教育庁 教育振興室 保健体育課 電 話 06-6944-9366（ダイヤルイン） FAX 06-6941-4815
報告書の様式	（別紙）のとおり
報告の方法	FAXにより報告し、後日、本書を送付する

[連絡事務の流れは、次のとおりです]



※1 事務手続の進捗状況報告については、必要に応じて行います。

2 保険金の請求に関して、大会要項・事故証明等、主催者の発行する書類が必要となるときがあります。これらの書類については、当該市（町・村）体育協会（連盟・連合）又は大阪府体育連合において作成するものとします。

なお、大会参加者（事故者）からの保険金請求に関する問合せ先は、原則として契約保険会社とします。ただし、請求に当たって主催者の発行する書類が必要となるときは、当該市（町・村）体育協会（連盟・連合）を問合せ先とします。

3 保険金は、契約保険会社が請求書受領後、2週間程度で指定の口座に振り込まれます。